

葉山町長 山梨 崇仁 殿

葉山町個人情報保護審査会  
会 長 森 田 明

個人情報保護審査諮問書について（答申）

平成 29 年 12 月 22 日付け葉総第 112 号で葉山町長から諮問のありました、「葉山町個人情報保護条例（以下単に「条例」という。）第 8 条第 3 項第 5 号の規定に基づき庁舎に防犯カメラを設置し、来庁者等の容ぼうを撮影し、その映像データをハードディスクに保存することにより個人情報を収集すること及び同条第 4 項ただし書の規定に基づき、当該個人情報の収集による本人通知を省略することについて」及び平成 30 年 2 月 6 日付け葉総第 112-2 号で葉山町長から諮問のありました、「町の施設及び公道に既に設置されている防犯カメラ及び今後町が設置する防犯カメラについて、葉総第 112 号に対する答申の日以降、同答申に従って個人情報を取り扱うことについて」に関し、次のとおり答申します。

1 答申

上記各諮問については、いずれも適当と認める。

2 理由

(1) 葉総第 112 号諮問における庁舎内防犯カメラの設置計画

葉山町長が計画している庁舎内防犯カメラの概要は、下記のとおりである。

記

- 設置目的  
町の公共施設等の利用者等の安全確保、防犯等を目的とする。
- 設置場所
  - ・ 本庁舎 1 階正面玄関
  - ・ 本庁舎 1 階通用口
  - ・ 本庁舎 2 階玄関
  - ・ 本庁舎 1 階町民健康課、福祉課窓口
  - ・ 本庁舎 1 階子ども育成課、税務課窓口
- 撮影  
撮影は、利用者等の安全確保等の目的の達成のため、必要最小限の台数及び範囲とする。
- 映像データの管理方法
  - ・ 映像データは、ハードディスクに保存する。
  - ・ 映像データは、庁舎においてのみ使用し、法令等の規定に基づく場合等を除き、第三者に提供しない。
  - ・ 映像データの保存期間は、1 ヶ月程度とし、期間経過後、速やかにかつ確実に消去する。

この他、個人情報保護条例、情報セキュリティポリシーに基づく個人情報の適正な取扱いを担保するため、防犯カメラの設置に関する要綱等を策定し、これを遵守する。

○ その他

本庁舎1階正面玄関、本庁舎1階通用口及び本庁舎2階玄関に防犯カメラを設置していることを表示して周知する。

(2) 葉総第112号諮問の趣旨

条例第8条第3項は、「実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない」としており、例外的に本人外収集を認める場合を同項第1号ないし第4号に規定するとともに、これらに該当しなくとも、第5号により、「審査会の意見を聴いた上で、本人から収集したのでは個人情報を取り扱う事務の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な遂行を困難にするおそれがあると認めて収集するとき、その他本人以外の者から収集することに相当の理由があると認めて収集するとき」は、本人外収集ができるとしている。そこで、同号に基づき当審査会に諮問された。

また、あわせて同条第4項ただし書による本人通知の省略の是非についても諮問されている。

(3) 検討

条例第8条第3項第5号に該当するかを判断するについては、「事務の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な遂行を困難にするおそれがあると認めて収集するとき、その他本人以外の者から収集することに相当の理由がある」かを検討することを要する。

この点、防犯カメラによる個人の容ぼうの撮影、保存は、事柄の性質上、その都度個々の来庁者等から了解を得て行うことは困難であるから、「事務の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な遂行を困難にするおそれがあると認めて収集するとき、その他本人以外の者から収集することに相当の理由がある」と考えられる。しかし、本人外収集を認めてよいかについては、そもそも防犯カメラによる収集を認めるべき「相当な理由」があるといえるかをも考慮すべきであり、この観点からは、目的の正当性、必要性、個人情報保護のための方策が十分講じられるか等を検討する必要がある。そこでこれらの点について検討する。

まず、本庁舎施設のように、不特定多数の人が出入りする町の公共施設等において、利用者等の安全確保、防犯等のために防犯カメラを設置・運用すること自体は正当な目的であり、必要性もあるといえる。

ただし、庁舎内の防犯カメラは、大量の個人の情報を自動的継続的に撮影し保存するものであり、現在の顔認証技術をもってすれば、そこに映っている人の大部分について個人識別ができる可能性が高いことから、個人情報を保護するために、その運用について一定のルールを定めておく必要がある。

本件防犯カメラについては、上記(1)にあるように、撮影、管理方法、カメラ設置の表示に配慮している上、制定が予定されている「防犯カメラの設置及び運用に関する要綱」において、町の公共施設等において利用者等の安全確保並びに犯罪の予防及び抑止を目的に町が設置する防犯カメラについて、管理責任者を置くこと、防犯カメラ取扱職員を指名すること、防犯カメラの設置台数や撮影範囲は設置目的達成のために必要最小限の範囲とすること、撮影対象区域付近に防犯カメラを設置している旨を表示すること、映像データについて保管期間を定めること、保管期間経過後は消去等を行うこと、加工せずに保管すること、条例第9条第1項第1ないし3号(利用提供制限の例外)にあたる場合を除き第三者に提供しないこと等を定めるものとしている。

また、「本庁舎施設における防犯カメラの管理及び運用に関する要領」の制定が予定されており、上記要綱(案)に基づき、本件防犯カメラ設置にあたり具体的な定めが置

かれることとされている。このように個人情報保護の観点からの一定の対応がされる  
ことが前提となっている。

なお、上記要領（案）では、上記要綱（案）で第三者提供の例外として認めている3  
つの項目のほかに、第4号として「捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のために閲覧を  
求められた場合において、これに協力する必要があるとき」という項目が挙げられてい  
るので、これについて諮問担当者の説明を求めたところ、これは第1号の「法令等の規  
定に基づく照会等を受けた場合」に含まれるもののうち、防犯カメラの設置目的に照ら  
して提供することが想定される場合を念のため明記したという説明であった。しかし、  
第4号の規定の文言の案では、第1号とは別に、法令の規定に基づかずに提供できる場  
合を定めたものと解される余地があるので、第1号の中でその例示として規定するな  
ど規定の表現を工夫すべきである。

以上のような内容の要綱、要領を制定し、かつそれを遵守することを前提とすれば、  
個人情報保護に関する方策もとられており、「本人以外から収集する相当な理由がある」  
と認められる。

本人への通知の省略については、不特定多数の者を撮影することとなるため、本人外  
収集について個別に通知することは困難である。撮影中であることを表示して、来庁者  
等が防犯カメラで撮影していることを知りうる状況で撮影するなら、個人情報保護の  
観点からの手当てはされていると解されるので、それをもって、本人通知の省略を認め  
る。

#### (4) 葉総第 112-2 号諮問の趣旨と検討

葉総第 112-2 号諮問は、葉総第 112 号諮問にかかる防犯カメラ以外にも、町の施設  
及び公道に既に設置されている防犯カメラ並びに今後町が設置する防犯カメラについ  
て、同等の基準で個人情報を取り扱うことを認めることの是非について諮問するもの  
である。

現時点において存在する防犯カメラすべてを調査して特定し、また今後防犯カメラ  
を増やすごとに諮問することが本来の在り方ともいえるが、葉総第 112 号諮問にかか  
る防犯カメラと同様の条件の下で設置・運用するのであれば、当審査会としてはこれを  
是認することとなるので、個別に諮問することは要せず、本答申に基づく設置・運用を  
認める。

なお、審議の中で、諮問担当者より、町の公用車に車載カメラがあることが最近にな  
って判明したとの報告があった。車載カメラについては、町の施設や公道にある防犯カ  
メラとは性質を異にする面があるものの、事故への対応等のための正当な目的のある  
ものと認められるので、葉総第 112 号諮問にかかる要綱や要領に準じた対応がされる  
ことを条件にその設置・運用を認める。

また、これらの場合、本人通知の省略についても、葉総第 112 号諮問と同様、認める  
ものとする。

### 3 付言

- (1) 諮問時に想定されている「防犯カメラの設置及び運用に関する要綱」及び「本庁舎  
施設における防犯カメラの管理及び運用に関する要領」を速やかに制定されたい。
- (2) (1)の要綱については、要綱が内部規範にとどまることから、防犯カメラの社会的  
影響等にかんがみ、今後の状況等を踏まえ、同要綱の法規範化（例えば、規則又は訓令）  
も視野に入れつつ、厳格に運用されたい。
- (3) 答申の趣旨が今後設置される防犯カメラにも及ぶことから、今後の防犯カメラの  
設置、運用状況（第三者提供の件数、根拠等）、(1)、(2)の要綱等の制定、改正等につ  
いて当審査会に定期的に報告されたい。